

竹原市民生都市建設委員会

令和5年12月19日開議

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第80号 竹原市手数料条例の一部を改正する条例案

(令和5年12月19日)

出席委員

氏 名	出 欠
下 垣 内 和 春	出 席
蕎 麦 田 俊 夫	出 席
宇 野 武 則	出 席
吉 田 基	出 席
高 重 洋 介	出 席
今 田 佳 男	出 席
村 上 ま ゆ 子	出 席

委員外議員出席者

氏 名
松 本 進
道 法 知 江
大 川 弘 雄
堀 越 賢 二
山 元 経 穂
平 井 明 道

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 道面篤信

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
市 民 福 祉 部 長	塚 原 一 俊
市 民 課 長	内 山 修
社 会 福 祉 課 長	住 田 昭 徳

午後2時14分 開議

委員長（下垣内和春君） 本会議終了後、お疲れのところお集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第4回定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、議案第80号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案の1件であります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さん、大変お疲れさまでございます。

先ほど定例会のほうへ追加提案をさせていただきました議案第80号につきまして説明をさせていただきますので、慎重な御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

なお、執行部からの説明は、以後、座ったまま行っていただいて結構です。

議案第80号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（内山 修君） 市民課長の内山でございます。よろしくお願いいたします。

議案第80号の令和5年度竹原市手数料条例の一部の改正について御説明を申し上げます。

私からは、議案等補足説明資料の2ページを御覧いただきたいと思います。

1番の概要でございます。

戸籍法の一部改正に伴い、本籍地以外での戸籍謄本等の交付など、新たな事務を行うにあたり、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたため、当該事務に係る手数料を規定するため市の条例を改正するものでございます。

2番の改正内容でございます。

一覧になっておりますが、令和6年3月1日、来年の3月1日から自身の戸籍謄本、除籍謄本を本籍地以外の窓口で取得できることとなります。これについては①番、②番でございます。本籍地以外での戸籍謄本の交付手数料については1通450円、②番、本籍

地以外での除籍謄本等の交付手数料については1通750円ということになります。

なお、自己の権利義務に関わる第三者請求は、弁護士等の請求につきましても従来どおり本籍地での請求となっております。

次に、③番、④番の御説明に入りたいと思います。

戸籍電子証明書提供用識別符号、漢字が長いのですが、簡単に申し上げますと、戸籍情報を見るためのパスワード、いわゆる鍵のようなものでございます。

3ページを御覧ください。

図がちょっと難しいのですが、市民の方がこの戸籍情報の符号を取得する方法は2通りありまして、まずは市役所に来られるパターンと、これがAのパターンですが、戸籍謄本の添付を求めている行政手続について、行政機関が電子的な戸籍記録を参照するために必要となるパスワードを市町村が発行し、当該パスワードの提出を受けた行政機関が当該符号に対応する戸籍電子証明書を参照することにより戸籍謄本の添付を省略することができる、いわゆる鍵をお渡しするので、行政のほうで見てくださいというシステムです。

このシステムは一部有料となっております、市の窓口でこの符号を取得する場合は③番の400円、除籍の符号の場合は700円ということになります。ただし、Cのパターン、これはマイナンバーカードを使用した場合ですが、マイナポータルによるネット空間からの請求方法、これが1つ加わりまして、このパターンでありますと符号を請求する発行手数料は無料ということになっております。

最後に、⑤番と⑥番でございます。

これについて表はありませんが、出生届や婚姻届等の戸籍届出書は市役所の市民係へたくさん出されますが、基本的に届出後は非公開ということになっております。しかしながら、利害関係人で、かつ特別な理由がある場合には届出書の閲覧や証明書の交付ができるとされております。竹原市においては、外国人のビザ請求の際に交付した実績が数件ございます。

現在、市で1か月仮保管の後、管轄法務局へ送達し、法務局にて紙媒体として保管していたために、交付、閲覧の際には本籍地の法務局での閲覧または証明をしていました。3月1日以降は、届出書を市の職員がスキャンして電子化し、画像登録を行いますので、利害関係人の方からの請求に対しては登録した届出書の画像を印刷したものを証明書として発行することができます。交付、閲覧ともに1件350円となります。

3番の改正の根拠法令につきましては、令和5年12月6日公布、地方公共団体の手続

料の標準に関する政令の一部を改正する政令（347号）、4番の施行日は令和6年3月1日となっております。

以上、議案第80号の説明を終わります。よろしくお願ひします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） それでは、ここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。

説明員は退席願ひます。委員の方はそのまま自席でお待ちください。

午後2時22分 休憩

午後2時23分 再開

委員長（下垣内和春君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員間討議を始めます。

まず、第117条第1項の規定による委員外議員の出席、または第2項の規定による委員外議員の発言について要求のある方は申出願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） このほか、付託議案について委員の皆様方から追加の質疑や御意見等がありましたら御発言願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午後2時24分 休憩

午後2時24分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開します。

これより順次討論、採決に入ります。

議案第80号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

本委員会の委員長報告の内容につきましては委員長に御一任いただきたいと思います
が、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み違いにつきましては、後刻、委員長において調
整いたしますので、御了承願います。

その他の事項に移ります。

市民福祉部長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 本日は、お忙しい中、お疲れの中とも思いますが、常任委
員会を開催していただきましてありがとうございます。

今回の内容なのでございますけれども、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
ということでございます。これより担当課長のほうから説明差し上げます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

それでは、これより担当課から説明を受けます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（住田昭徳君） それでは、引き続きお時間いただき、ありがとうございます
です。

私のほうからは、先日専決処分、それから承認をいただきました7万円の非課税世帯へ
の給付の事業につきましての進捗状況について御報告をさせていただきます。

当初、皆様方にお示しさせていただいた資料によりますと、今後のスケジュール案では12月の初旬、中旬、下旬というくくりの中で御説明させていただきました。その後、事務を進めまして、先週の木曜日、12月14日に一応、皆様方に案内する支給案内通知を作成いたし、郵便局に持参。そして、今週の月曜日から御家庭に届いているといった状況でございます。その後、皆様方から、仮に振込口座の変更であるとか、それからもし給付そのものの辞退があれば自ら申し出ていただくという期間を取りまして、今週の金曜日の午前中に締めを行います。そして、データを確定させていただいて、12月27日水曜日に振込をさせていただくというスケジュールにさせていただきました。

ここで、1点留意点でございます。

このたび迅速に行うことから、全ての方、3,770件余りの全てを固めるということになりますと、どうしても1月以降の振込にならざるを得ないといった事情がありました。これを年内に行うよりも一旦対象の方を確実に振込ができる方とそうではない方というふうに分けまして、2回に分けて行ったという内容でございます。確実に行った方につきましては、前回3万円の給付をさせていただいたときから今日まで世帯において全く異動がない方につきましてはこのたび抽出させていただいて、本人への振込通知という形をもってお知らせをさせていただいたと。その方については3,215件ございます。この方が年内での振込組ということになります。残りの方につきましては年明け1月になりまして、順次、私のほうからまた申請書、確認書、こちらのほうが今度は記述式になりますけれども、そちらのほうを送らせていただいて、本人の意向を確認しながら随時振り込んでいくという2段階になりますので、そういった形で御了承いただければと思います。

私のほうからの説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

ただいまの説明に御質問等のある方は発言願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようなので、次に参ります。

説明員を退席させますので、暫時休憩いたします。

午後2時28分 休憩

午後2時29分 再開

委員長（下垣内和春君） それでは、休憩を閉じて会議を再開します。

委員の方からその他、委員会運営等について御意見があれば御発言願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようであれば、以上で本日の民生都市建設委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後２時３０分 閉会